

## 指定講座・試験規程

### (総則)

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第1号に規定する本協会の事業として行う医業経営コンサルタントの資格認定にかかる指定講座・試験について、必要事項を定める。
- 2 指定講座・試験の実施に関する必要事項は、医業経営コンサルタント資格認定審査会（以下「審査会」という。）で審査し、理事会の議決を経て、あらかじめ機関誌 JAHMC、受験ガイド等で広告する。
- 3 試験は一次試験（筆記）（以下「一次試験」という。）並びに二次試験（論文）（以下「二次試験」という。）とする。

### (指定講座)

- 第2条 指定講座は毎年1回実施し、受講資格は次の各号に該当する者とする。
- (1) 成年被後見人でない者
- (2) 被保佐人でない者
- 2 指定講座の科目は、次の項目から必要に応じて審査会において定める。
- (1) 医業経営総論
- (2) 医業経営診断に関する知識
- (3) 医業経営戦略立案・実施に関する知識
- (4) 医業経営管理体制構築・実施に関する知識
- (5) 介護サービス事業展開に関する知識
- 3 指定講座履修の有効期限は、受講日から翌々年度末までとし、この間に行われる一次試験は、指定講座を受講することなく受験できる。ただし、第4項に規定する者は、全講座を履修した日を受講日とする。
- 4 医業経営実務講座の受講者で、教育研修委員会の定める所定の全講座を履修した者は、特例として指定講座の履修を免除する。ただし、初受講から3年以内に全講座を履修した者に限るものとする。
- 5 本協会が、医業経営についての教育カリキュラムに基づき指定校として認定した大学の学生等が、本協会が実施する医業経営管理能力検定に合格した者は、特例として指定講座の履修を免除する。

### (一次試験)

- 第3条 一次試験は多肢選択式を基本とし、毎年1回実施する。
- 2 受験資格は指定講座受講者とする。
- 3 試験科目は第2条第2項各号に準拠する。
- 4 一次試験合格の有効期限は無期限とする。
- 5 第2条第4項の規定に該当する者は、特例として一次試験を免除する。

#### (二次試験)

第4条 二次試験は論文審査とし、毎年2回実施する。

- 2 受験資格は一次試験合格者とする。
- 3 提出する論文は、審査会で定めた論題の中から選択したものとする。
- 4 二次試験合格の有効期限は、合格日から3年間とする。

#### (合否)

第5条 一次試験の合格基準は、総点数の60%を標準とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない科目のある者は、不合格とすることができる。

- 2 一次試験の合否は審査会が審査し、合否を判定する。
- 3 二次試験の合否は別紙2の二次試験評価基準により判定する。
- 4 二次試験の合否は審査会が判定し、理事会の議決を経て決定する。

#### (合否通知)

第6条 一次試験及び二次試験の合否結果を通知する。

#### (不正行為)

第7条 一次試験の試験中及び試験終了後の調査、又は二次試験の論文審査において、不正行為が確認された場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 前項に該当する場合は、事後2年間受験を許さない。

#### (受講・受験申込)

第8条 指定講座及び一次試験並びに二次試験を受けようとする者は、「指定講座・試験に関する手続細則」に基づき、本協会が定める受講・受験に関する書類を協会に提出する。

#### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行時に、医業経営実務講座の第1期(平成24年度開講)及び第2期(平成25年度開講)の受講者であって、第2条第4項に規定する所定の全講座を履修した者は、平成26年10月1日を一次試験に合格した日と見なして運用する。

**附 則**

この規程は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の指定講座・試験規程に基づく一次試験合格の有効期限が到来していない場合には、同有効期限は無効とする。

**附 則**

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。